

## 平成 2 3 年 第 8 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 3 年 9 月 7 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

#### 議案上程 (説明)

- 第 1 議案第 6 1 号 財産の取得について
- 第 2 議案第 6 2 号 負担付寄附の受け入れについて
- 第 3 議案第 6 3 号 負担付寄附の受け入れについて
- 第 4 議案第 6 4 号 権利の放棄について
- 第 5 議案第 6 5 号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 6 号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 7 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 8 号 美郷町学友館条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 9 号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 7 0 号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 7 1 号 指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度美郷町一般会計補正予算第 5 号
- 第 1 3 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 4 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 5 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 6 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 7 議案第 7 7 号 平成 2 3 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	池田茂碁君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 委員長	渡邊調君
農業委員会 事務局 局長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	須田喬君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎議案第61号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第61号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） おはようございます。

議案第61号 財産の取得について説明いたします。議案資料集17ページに契約書（案）、18ページに入札執行状況を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

統合中学校の生徒の通学のためにスクールバス3台の購入に当たり、8月17日に指名競争により入札を執行した結果、4,243万4,280円で仙北市角館町の秋田いすゞ株式会社角館営業所に落札になりましたので、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成24年1月31日です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第61号の説明が終わりました。

---

◎議案第62号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第62号 負担付寄附の受け入れについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第62号 負担付寄附の受け入れについて説明いたします。議案資料集19ページから21ページに寄附契約書(案)を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今年3月に公表しました美郷町温泉自立化基本方針に基づき温泉の経営統合及び経営改善に向け、千畑ヘルス観光株式会社より同社所有の美郷町千畑温泉サン・アールの浴室、いわゆる温泉館について8月8日付で負担付き寄附の申し入れがあり、町ではこれを受納したく、議案資料集19ページからの物件負担付寄附契約書(案)のとおり契約したく、契約に当たり地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、寄附の条件、いわゆる負担付きの内容ですが、今回寄附する温泉館について議会等の諸手続を経た上で地方自治法第244条の2の規定のもとでの指定管理者と指定することが条件となっております。

議案第71号に指定管理についての議案を提案しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) これで議案第62号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第3、議案第63号 負担付寄附の受け入れについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第63号 負担付寄附の受け入れについて説明いたします。議案資料集22ページから24ページに寄附契約書(案)を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

千畑クリニックを運営する医療法人全人会より千畑クリニック診療所及び物置について、8月19日付で負担付き寄附の申し入れがあり、町では地域医療の継続的確保及び地域医療の拠点施設の持続的な確保の観点から、これを受納したく、議案資料集22ページからの物件負担付寄附契約

書（案）のとおり契約したく、契約に当たり地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、寄附の条件ですが、医療法人全人会に町が出損している出損金1,000万円の権利を放棄することが条件となっており、議案第64号に権利放棄の議案を上程してございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第63号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第64号 権利の放棄についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第64号 権利の放棄について説明いたします。

議案第63号 負担付寄附の受け入れについて説明しておりますとおり、医療法人全人会より全人会が所有する千畑クリニック診療所の町への寄附の条件として町に権利のある医療法人全人会への出損金1,000万円の権利を放棄し、全会に帰属するもので、権利放棄に当たり地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第64号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第65号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明いたします。

昨年的人事院勧告による職員の給与改定により特別職の給料について1年間の減額を実施してしおりましたが、現下の経済・社会情勢をかんがみ、引き続き1年間の減額を実施するものであります。

28ページ、条例改正（案）をごらんください。附則に第8項、第9項を加えるものです。

第8項は、町長の給料について、昨年の改定が11月30日で終了することから12月1日から来年の11月30日までの1年間、引き続き支給額から2万円を減ずる規定であります。

第9項は、副町長の給料についても1年間1万円を引き続き減額する規定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第65号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案第65号で説明した町長、副町長と同様の趣旨で教育長の給料についても、引き続き減額しなく提案するものであります。

30ページ、条例改正（案）をごらんいただきたいと思います。附則に第4項を加えるもので、12月1日から来年の11月30日までの1年間、引き続き支給額から9,000円を減額する規定であります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第66号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第67号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(小原隆昇君) 議案第67号 美郷町税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この条例は、本年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことにより、税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。緊急を要する改正につきましては、先般専決処分についてご報告をし、承認をいただいております。

議案ではわかりづらい点がございまして、議案資料集25ページから始まります新旧対照表にてご説明させていただきます。

今回の改正は、議案資料集25ページから38ページまでの第1条、39ページ・40ページの第2条、41ページの第3条と三条に分けて改正をいたします。

改正の内容でございまして、町民税の寄附金控除の対象に特定非営利活動法人を加えること、また同法人の法人町民税を減免対象とすること、入湯税の罰則について他の税目と統一すること、肉用牛の売却に係る町民税の特例を3年間延長すること、上場株式に係る配当、譲渡所得に対する現行の軽減税率を2年間延長すること、これら4点について改めるほか、条文を整理するものでございます。

資料集25ページをお開きいただきます。

初めに、第1条では条例本文及び制定附則の一部を改正いたします。

第33条の7につきましては、法律の改正によりこれまで認定特定非営利活動法人、通称「認定NPO法人」に限られていた寄附金控除の対象が通常の特定非営利活動法人についても条例で規定することにより町民税の寄附金控除の対象となる旨、要件が緩和され、27ページの表に掲げる町内の3NPO法人を加えるものでございます。

そのほか、法律改正に伴い条文の整理をさせていただきますが、適用内容は現行と変わりません。

29ページでございまして、第35条の2、30ページの第35条の4の改正につきましては、ただいまの33条の7を改正することによる所要の改正でございます。

第50条につきましては、法人町民税の減免対象に先ほど表に掲げるNPO法人を加えるものでございます。

第143条につきましては、入湯税についての罰則が罰金となっておりますものを他の税目と同じく過料とし、金額を10万円とするものでございます。

附則第5条の4につきましては、寄附金控除の額の計算方法について条文を整理し、法律で規定したものを適用するものでございまして、計算方法、控除額に変更はございません。

31ページ、下から次のページへ続く第6条につきましては、肉用牛の売却に係る特例を、町民税の特例について3年間延長するものでございます。

33ページへ参りまして中段の第14条の3以降は、38ページまで法律の改正に合わせて条文の整理を行ったものでございます。

39ページをお開きいただきます。第2条では、平成20年の町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、附則第2条第6項ではNPO法人に対する寄附金を控除の対象とするよう改めております。

上から8行目に「第〇〇号」と記してございますが、今ご審議いただきますこの改正条例が公布される際に条例番号が付されまして、その番号が入りますので、現在は〇〇と表記しているものでございます。

同じページの中段、第10項以降につきましては、上場株式の配当、譲渡所得に対する現行の軽減規定を2年間延長するものでございます。

41ページをお開きいただきます。第3条では、平成22年の町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則第1条の改正は、先ほどの第2条の改正によりまして株式の配当、譲渡に係る現行の軽減規定が2年間延長されることによりまして平成22年の改正で新たに設けられた上場株式取引の非課税口座の規定の開始を2年間繰り延べるものでございます。

議案に戻っていただきまして、38ページをお開きいただきます。

附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとしてございますが、NPO法人への寄附金控除につきましては、平成24年1月1日から、肉用牛の売却に係る特例は現行の特例期限に続く平成25年1月1日から施行することとしております。

附則第2条及び第3条は、現行条例と改正後の条例の適用についての整合をとるための条項となりますが、40ページ、1行目の「第〇〇号」とありますのは、先ほどの説明と同様、この条例が公布される際に番号が入るものでございます。

第4条は、罰則の改正による経過措置を規定してございます。以上でございます。



○議長（高橋 猛君） これで議案第67号の説明が終わりました。

---

◎議案第68号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第68号 美郷町学友館条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第68号 美郷町学友館条例の一部改正についてをご説明いたします。

11月末までの工期で学友館改修工事を実施しております。改修に伴い、部屋区分の規定を改正したく提案するものでございます。議案資料集42ページの新旧対照表をお願いいたします。

学友館の2階にあります(1)から(3)の各部屋でございますが、今回の改修により(1)の第1学習室は図書室の書庫になります。(2)の和室の第2学習室は現状のとおりでございます。(3)の会議室は資料収蔵庫に変更となるため、第16条の条文の整理と別表第3の整理でございます。

議案第68条の42ページに戻っていただきまして、附則といたしまして今年12月1日から施行するものでございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第68号の説明が終わりました。

---

◎議案第69号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第69号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第69号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

自然災害などにより亡くなられた方の遺族に対しましては、災害弔慰金や見舞金が支給されま

すが、3月11日発生の東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、災害弔慰金支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、配偶者、子、母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合に限り、兄弟姉妹を追加いたしたく提案するものでございます。

詳しくは議案資料集43ページ、新旧対照表でご説明いたします。

第4条第1項第1号中の「生計を主として維持していた遺族」の次に「兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ」を加え、第3号といたしまして「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものとする」を加えるものでございます。

議案別紙44ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第69号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第70号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ついてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 議案第70号について、ご説明申し上げます。議案集46ページからごらんください。千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。あわせて議案資料集の44ページからの方をごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。左のページが新で右のページが旧でございます。

美郷町金沢東根字仏沢210番地1にあります千畑複合温泉施設についてであります。これは議案第62号で提案されましたとおり、千畑ヘルス観光株式会社より温泉館の寄附を受け入れることに伴いまして、この施設に関する利用時間、利用料等必要な規定を本条例に規定するとともに条文中、従来 of 表記について語句を整理した改正でございます。

まず、第2条の表の名称及び位置であります。美郷町千畑温泉館を表の最上段に規定いたし

ました。その下の4施設は施設の規模、役割等を考慮し、順番を変えたものでございます。

次に、第3条の事業の第1号から第4号ですが、同じく主たる事業から並ぶように順序を変えたものでございます。

第4条の温泉施設の概要でございますけれども、第1号に「温泉館」を加え、以下第2条と同じ順番に並べかえたものでございます。

次に、別表1の改正です。これも温泉館を表最上段に規定しております。

利用時間は、午前8時から午後9時までで現行の時間でございます。

別表2は、1に温泉館の利用料を新たに設けたものでございます。これも現行と同じ料金でございます。

備考ですが、ここは表記の修正でございます。主なものは、1は「小学校へ入学する前の者は無料」という表記を「未就学児が大人と宿泊する場合は無料」と修正。3は利用料金の内訳について「入湯料」の表現を温泉館の「利用料」に修正。5では「個室の定員」という表記を「宿泊室の定員」に修正するなどしているものでございます。最後の備考1でございますが、これも表中の子どもの説明を語句整理したものでございます。

なお、これらは平成23年10月1日からの施行といたしております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第70号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第71号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第71号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第71号 指定管理者の指定について説明いたします。

議案第62号で説明したとおり、8月8日付で千畑ヘルス観光株式会社より同社所有の美郷町千畑温泉温泉館の負担付きの寄附の申し入れがあり、8月24日に寄附の条件である指定管理者の指定を受けたい旨の申請がありました。

8月25日に美郷町指定管理者選定委員会を開催しましたところ、委員会では、千畑ヘルス観光株式会社はこれまでも同施設を管理運営していること、千畑温泉施設の他の施設の指定管理者となっていることなどから今後も一体的な管理運営ができること、これまでの利用形態を変更する

ことなく円滑な管理運営ができることなどから候補者として妥当と認められる旨の答申を受け、千畑ヘルス観光株式会社を美郷町千畑温泉館の指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定の期間につきましては、千畑温泉の他の施設の指定期間と同様の平成25年3月31日までとしております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第71号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第72号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第72号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第72号 平成23年度一般会計補正予算第5号について説明します。今回の補正内容は、1億1,073万3,000円を追加するものであります。

59ページ、第2表繰越明許費から順次説明してまいります。

第2表繰越明許費でございます。2款1項総務管理費の情報システム強化費の住基改修事業です。住基法改正による外国人登録に関する電算システムの改修であります。国の仕様等の提示が遅れており、年度内に事業完了が見込めないため繰越明許費とするものです。

次のページ、第3表地方債補正ですが、合併特例債の限度額を340万円、過疎対策事業債の限度額を200万円、それぞれ増額変更するものです。詳細については、歳入により説明いたします。

次に歳入を説明いたします。63ページをお願いします。9款地方交付税の普通交付税ですが、補正財源として4,516万7,000円を補正しております。

なお、町長の行政報告にもありましたように今年度の普通交付税の額は59億5,822万8,000円で昨年度に比べ2.5%の増となっております。

○教育施設課長（梅山正之君） 14款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金の幼稚園・保育所等自家発電機整備事業費補助金ですが、これは秋田県の子育て支援等臨時対策基金を原資とした事業でございます。非常時において乳幼児の安全安心を確保するため保護者が安心して預けることができる環境整備を図る目的で自家発電機の導入に際し、1施設30万円を限度に10分の10

以内を助成するもので、3園分に補助されるものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 同じく3節子ども虐待防止対策緊急強化事業費補助金であります。これは県の10分の10の補助金でありまして、市町村の体制強化のため乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業実施のために必要な備品購入のための補助金であります。

続きまして、5節社会福祉費補助金であります。これも県の10分の10の補助金であります。地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用いたしまして人材育成という観点から自主防災組織をベースといたしました美郷地域見守りチームの立ち上げを支援するものであります。以上です。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく5目農林水産業費県補助金であります。2節農業振興費補助金、農林漁業振興臨時対策基金事業費補助金であります。これは秋田を元気に農業夢プラン実現事業費の増によるものでございまして、夢プランの希望が多くなっておりまして県の方に要望しておりましたが、県の方から割り当て内示が来てまして、それに伴う増額の補正でございませぬ。

それから、5節林業費補助金であります。秋田県未利用広葉樹資源活用事業交付金、これはナラ枯れ防止をするために県の単独事業でございまして10分の10の補助率であります。事業内容等につきましては、2節・5節とも歳出でご説明申し上げます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 16款1項2目1節の指定寄附金のふるさと美郷応援寄附金ですが、今年度これまで6件・77万5,000円の寄附があり、ふるさと美郷こども応援基金へ積み立てをする補正をするものでございます。

次のページ、17款1項1目1節の財政調整基金繰入金ですが、当初予算において財源不足額を繰り入れる予定でありましたが、繰越金が出ましたので基金の取り崩しを行わないとするものでございます。

次の18款繰越金ですが、額の確定により補正するものです。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 19款5項5目1節雑入であります。高額介護合算療養費につきましては、介護保険と医療保険を併用している方に係ります一部負担金のうち福祉医療により町が負担している方や計算期間途中で他市町村から転入されてきた方々に係ります支給分につきましては広域連合より受け入れるものであります。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく雑入、地域農業再生協議会繰入金であります。農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金が6月15日付で交付決定されております。事業を推進する町の地域農業再生協議会から町職員の時間外勤務手当を支払いいたしたく繰り入れするものであります。

○総務課長（小原正彦君） 次の土地改良区総代選挙費受入金は、七滝土地改良区総代総選挙の終了により減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 20款町債です。1項4目1節観光施設整備事業債ですが、案内看板設置工事の起債対象経費が増加したことによりまして合併特例債を増額するものです。

6目1節消防施設事業債ですが、大曲仙北広域市町村圏組合で購入する消防車と救急車に対する町の負担金が確定したことによる過疎対策事業債を増額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 続きまして、歳出でございませう。

初めに、各款項目の11節の管理用消耗品費及び12節の手数料について説明いたします。

昨年9月に大阪市で発生した老朽消火器の破裂事故を踏まえ、消火器の規格が改正されており、製造10年を経過したものについては、耐圧試験の点検が必要となり、その点検に要する経費をそれぞれの施設で計上してございます。

なお、消火器の構造により加圧式と蓄圧式消火器がございませう。加圧式については、点検のよる所要の手数料を12節にそれぞれ計上してございませう。蓄圧式については、ほとんどが10年経過したものであり、新規購入より点検費用が高いことから買いかえの経費を11節管理用消耗品費に計上してございませう。各款項目の11節及び12節の消火器に関する説明は、各課の説明の方を省略させていただきたいと思ひませう。

次に、2款1項1目4節雇用保険料でございませうが、こちらは臨時職員の増により雇用保険に不足が生じたことにより追加をお願いするものでございませう。労災保険料につきましては、保険料の適用料率の変更による減額でございませう。

19節県市町村互助会負担金ですが、県の市町村職員互助会が自己破産をしたことにより7月分以降の負担金について減額をするものでございませう。

なお、互助会負担金の減額につきましては、一般会計のほか簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の特別会計でも同様の減額をしてございませう。

次に、非常勤職員公務災害補償組合負担金と特定検診等負担金は、こちらは負担金の確定によるものでございませう。

次に、5目11節修繕料は南行政センターの非常用自家発電機に冷却水漏れ等の不具合が生じ、その修繕費用をお願いするものでございませう。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 6目企画費9節普通旅費及び11節食糧費でございませうけれども、これは首都圏にある三つのふるさと会、千畑ふるさと会、在京六郷会、仙南ふるさと会の統

合に向けた協議が開始されることになりましたことに伴いまして協議の支援等に要する経費を計上するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 7目電子計算費ですが、11節の修繕料は事務用パソコンやプリンターの修繕料に今後不足が生ずることから補正するものでございます。

18節備品購入費ですが、プライバシー保護のため、はがきに目隠しシールを張る機械ですが、修理不能のため更新するものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 12目13節の委託料であります。来年4月に空き施設となる千畑中学校校舎につきまして再編計画に基づき集会施設として活用するための設計委託費を計上してございます。

○税務課長（小原隆昇君） 2項徴税費2目賦課徴収費ですが、13節委託料におきましては固定資産税に係る家屋評価システムにつきまして総務省から24年度の評価替えに係る家屋の基準が示されたことからシステム改修のための委託料を計上してございます。

66ページをお開きいただきます。固定資産標準地評価委託料につきましては、県内宅地の評価が依然として下落傾向にあることから24年度評価替えのために町内322路線の路線価について不動産鑑定士の鑑定を行うものでございます。

23節償還金利子及び割引料では、昨年7月、最高裁判所の判決により確定した、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取り消し処分を受けまして税務署を通じて所得税の更正がなされた方5人・14件に対する町県民税についての還付加算金について計上してございます。また、今後見込まれる法人町民税の還付金につきましても、あわせて計上してございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、4項選挙費ですが、3目・4目・5目ともそれぞれの選挙終了により費用が確定したことによる減額でございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、3款1項1目8節であります。これは先ほど歳入でご説明いたしました地域支え合い体制づくり事業費補助金の歳出分でございます。この補助事業は、まず平成23年度限りの補助であります。そして財源につきましては、県に創設されました介護基盤緊急整備等臨時特例基金より支出される10分の10の補助率の補助金であります。事業の目的といたしましては、地域の市民活動として自治体、住民組織、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との共同による見守り活動チーム等の人材育成に必要な初度経費を補助するものであります。

続きまして、2目19節でございます。これは障害を有する方の社会参加のための自動車運転免許取得費を補助するものでありまして、1人分を追加するものであります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 3目11節の修繕料であります。中央ふれあい館の自転車置き場屋根の修繕費を計上しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4目19節であります。歳入で広域連合より受け入れた額のうち年度途中から福祉医療制度を利用している、もしくは他市町村から転入した方に係る他市町村への支給をするものであります。

23節返還金であります。これは老人保健特別会計の廃止に伴いまして一般会計で処理することとなった過年度の老人保健医療費の清算に伴う国及び県への返還金であります。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続きまして、68ページ。2項児童福祉費4節共済費でございますが、これは園児の増加に伴う保育士採用に伴う社会保険料でございます。

7節賃金でございますが、4節で説明しましたように園児の増加に伴う臨時保育士採用に伴う賃金でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 11節需用費でございます。千畑保育園床暖房の弁モーターの不具合により修繕をお願いするものでございます。

18節備品購入費は先ほど歳入で説明をさせていただきました幼稚園・保育所等自家発電機整備事業の歳出対応でありまして、三つの園に自家発電機各1台の配備をお願いするものでございます。

続いて、次の5目子育て支援費の11節需用費であります。仙南児童クラブのバスのエアコン修理の支出がございまして、車検費用に不足が生じたことからお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4款1項1目18節であります。こちらも先ほど歳入でご説明いたしました子ども虐待防止対策緊急強化事業費補助金の歳出として購入する備品であります。この事業であります。平成23年度限りの補助制度でございまして、補助率は10分の10であります。

事業の内容としましては、児童相談所における体制強化に係るものを主軸といたしまして市町村の体制強化のための環境改善についても補助対象となっております。具体的には、乳児家庭全戸訪問事業、または養育支援、訪問事業の実施に必要となる自転車や乳児用の体重計の購入費用が補助対象となっているものであります。

○建設課長（照井智則君） 同じく3項1目28節は簡易水道事業特別会計の22年度決算に伴い一般



会計からの繰出金を減額するものでございます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 69ページ、6款1項1目農業委員会費ですが、9節旅費を減額し、19節全国農業サミット・8名分の参加費負担金の組み替えをお願いするものでございます。以上です。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく1項2目農業総務費であります。歳入19款5項5目で説明いたしましたが、地域農業再生協議会の会計から町農政課職員分の時間外勤務手当を、6月16日以降の時間外勤務手当を支払いするための増額補正であります。

3目農業振興費であります。14節使用料及び賃借料であります。転作確認時のレンタカー代車両借上料を地域農業再生協議会より支出するための減額であります。

19節負担金補助及び交付金、農畜産物安全安心確保対策補助金であります。農産物を独自販売している生産者で国・県の実施する検査に該当しない場合で放射性セシウム検査を実施した場合、検査料金の2分の1を補助するものであります。

その下、農林漁業振興対策基金事業費補助金であります。夢プラン応援事業、実現事業の事業費の拡大によるもので、菌床シイタケ、乳用牛導入、それから食品加工場の増設、野菜乾燥機等の導入、あわせた補正をお願いするものであります。

それから、8目農村整備費であります。19節負担金補助及び交付金、県営事業負担金、ため池整備事業潟尻地区の工法変更によります増額、また戦略作物生産拡大基盤緊急整備事業の新たな取り組みによる増額であります。

次の、農地・水・環境保全向上対策事業負担金であります。平成23年度、今年度から27年度まで地域共同活動による水路、農道等の長寿命化事業が新たにスタートしました。この事業に1組合が取り組むということでベンチフリューム等の敷設の長寿命化の共同活動をすることとしております。それに対する町の負担分であります。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業補助金であります。これは秋田県七滝土地改良区が事業主体となっております関田頭首工の水位観測システム安全施設の整備並びに六郷町土地改良区宝門清水地内の側溝改良に要する補正であります。

○建設課長（照井智則君） 同じく28節でございます。農業集落排水事業特別会計の22年度決算に伴い一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、1目林業費であります。19節秋田県未利用広葉樹資源活用事業交付金であります。伐採されないため広葉樹林が高齢化してナラ枯れを起こすとカシノ

ナガキクイムシの生息に適した環境条件となっている山林、彩りと安らぎを享受する里山林を整備するための事業で県事業であります。この事業の実施は、黒沢大平地内の山林12.9ヘクタールであります。

○商工観光交流課長（池田茂碁君） 7款1項2目商工振興費19節の空き店舗対策事業補助金でございますけれども、新たに空き店舗の利用者があることから同補助金を追加で計上するものでございます。

同じく3目観光費9節普通旅費と11節食糧費でございますけれども、これは町の花でありますラベンダーの活用方法につきまして調査費用を計上するものでございます。

同じく4目温泉施設費11節管理用消耗品及び12節の一部は、千畑温泉の消火器交換、非常放送及び非常灯のバッテリー交換費用を計上するものでございます。先ほどの消火器点検費用とは異なるものでございます。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午前10時59分）

---

（午前11時09分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 70ページ下段から71ページお願いいたします。

8款2項2目4節共済費は、今年度採用予定の除雪の臨時運転員14名の社会保険料でございます。

13節委託料は、15節の維持工事に伴う2路線の実施設計業務の委託費でございます。

15節工事請負費は、緊急に補修を必要とするもの、生活路線整備の陳情や要望のあった箇所など7路線のガードレール補修工事や側溝改良、舗装工事のための経費でございます。施工箇所につきましては、本日配付しております施工箇所位置図に記載してございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

18節備品購入費は、地デジ対応テレビ3台を各除雪センターに設置するための購入経費でございます。

次に、3目道路新設改良費ですが、社会資本整備総合交付金事業による橋梁長寿命化修繕計画の委託契約額の確定により13節の委託料を減額し、中学校前線歩道整備工事に要する15節の工事

費281万6,000円を増額し、17節公有財産購入費248万円を増額補正するものでございます。

なお、15節には、このほか南谷地線、それから鞍掛1号線の生活路線整備の要望があった箇所2路線の舗装補修工事のための経費を計上してございます。施工箇所につきましては、図面をごらんいただくようお願いいたします。

次に、71ページをお願いいたします。8款3項1目15節工事請負費は、千屋字下相野地内を流れる赤川の護岸の一部が崩壊しており、補修工事に要する経費でございます。

同じく4項2目13節は、南運動公園のハナショウブの株分け作業に要する経費でございます。

15節工事請負費は、中央公園内の遊歩道の舗装補修の修繕経費でございます。

5項1目28節繰出金は、下水道事業特別会計の22年度決算に伴い一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

6項1目19節は、住宅リフォーム緊急支援事業の申請者が8月末で84件となり、今後の補助金交付に不足に來すため補正をお願いするものでございます。以上です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 9款1項1目の常備消防費は、財源の組み替えでございます。

同じく2目19節の秋田県市町村総合事務組合消防補償等負担金ですが、東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者は現在は251名となっており、公務災害補償には財源の確保が課題とあります。このため、今年度に限り公務災害掛金の額を団員1人当たり1,900円から2万4,700円に引き上げることになり、不足の負担金の増額をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 72ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費8節報償費でございますが、就学指導委員会の回数をふやすことに伴う委員報償費、統合小学校の校歌・校章の選考に伴う報償費の増額補正でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 2項1目学校管理費の13節委託料であります。ことしの豪雪により仙南西小学校の冬囲いが損壊したため、新たに豪雪に耐え得る丈夫なものを設置させていただきたくお願いするものでございます。

続いて、3項中学校費1目学校管理費です。11節需用費は、統合中学校準備のための学校備品の移動や物品置き場に必要シートやワンタッチストッカーなどを補正するものでございます。

12節役務費ですが、消火器の放射試験のほかにブラウン管テレビと理科室の標本ホルマリンの薬品処分費でございます。

13節委託料ですが、六郷中学校の面積が統合に伴う増築分を加えますと8,000平方メートルを超えることになり、建築物における衛生的確保に関する法律による特定建築物となりますことから

資格を有する事業者への委託を6ヵ月分お願いするものでございます。

18節備品購入費でございますが、統合により各校の図書が集約されますことから整理用の書架16台と増築棟の各階にあります教材用具室の整理だな13台、それから統合後の学校長の印鑑、それから更新期にありますインターネットサーバー1台をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 5項3目13節であります。畑屋地区にある一里塚の枝が民地や県道に張り出しております。冬季に落雪の危険があるために伐採委託料を計上してございます。

続きまして、4目15節工事請負費でございますが、震災時の緊急避難所となっております公民館及び南ふれあい館におきまして屋内消火栓の稼働や管内必要箇所の照明、冬季間の暖房確保等に100キロボルトアンペアの非常用発電機を設置したく工事費を計上してございます。2.5キロワットのタンクによりまして72時間の運転が確保され、また軽油等供給により期間延長が可能となります。

6項2目11節であります。中央体育館の外壁の一部が剥離落下してございます。その修繕費を計上してございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 次のページ、12款1項2目利子ですが、22年度に借り入れした町債の償還額が確定しましたので、今回減額補正するものです。

13款2項1目基金費ですが、ふるさと美郷応援寄附金を原資としてふるさと美郷こども育成基金へ積み立てるものです。補正額の内訳は、今回歳入補正、寄附金としてした分と昨年度3月寄附分の合計額であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第72号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第73号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第73号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましてご説明いたします。85ページをお開き願います。

歳入であります。

10款1項2目1節その他繰越金であります。これは平成22年度決算によりまして6月補正予算時にご説明いたしました決算見込み以降保険税の収納率が約1%アップしたこと等によりまして生じた繰越金として605万7,000円を計上するものであります。

86ページをお開き願います。続きまして、歳出であります。

3款1項1目は、本年度の後期高齢者支援金の額が確定したことによりまして49万2,000円を追加するものであります。

4款1項1目は、本年度の前期高齢者納付金の額が確定したことによりまして38万3,000円を追加するものであります。

11款1項1目19節・23節・2目23節及び4目並びに5目の23節につきましては、一般会計の徴税費と同様年金型生命保険に起因いたします課税額を還付するものであります。

3目23節は、平成22年度の特定健康診査、特定保健指導に係る国及び県負担金の返還金や療養給付費等負担金に係る返還金、出産育児一時金の返還金であります。

次に、87ページをごらんください。12款1項1目は、これら返還金に充てるため1,104万1,000円を減額するものであります。

国民健康保険特別会計の補正は、以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第73号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第74号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第74号 美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。96ページをお願いいたします。

初めに歳出からご説明いたします。

1款1項1目3節は、水道管破損事故の給水活動に伴う時間外勤務手当で原因者が負担するもので、負担分は歳入の雑入に計上しております。

19節は、縣市町村互助会員の脱退に伴います7月以降の負担金の減額分でございます。

2項1目15節は、千畑工業団地敷地内の水道管切りかえ及び金沢字中関地内の漏水補修工事に要する経費でございます。

16節は、千畑中央地区、千畑東部地区の浄水場で使用しております緩速ろ過用の砂5立方の更新に要する経費です。

15節・16節につきましては、工事施工箇所の本日配付しております位置図に記載してございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

3項1目簡易水道整備事業は、六郷東部簡易水道事業の工事費の確定により15節を減額し、13節の測量調査費を増額するもので、来年度予定しております施工箇所の調査測量を行うものでございます。

2款1項2目22節は、償還金利子の確定により減額するものでございます。

3款1項1目予備費は、22年度繰越金の確定に伴い施設管理費等の財源とするため予備費を増額するものでございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。歳出の財源となります歳入をご説明いたします。

5款1項1目1節一般会計繰入金は、県互助会負担金の減額、地方債償還金利子の確定に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

6款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

7款3項2目2節は、水道管破損事故の給水活動に伴う時間外勤務手当で原因者負担額を計上してございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第74号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第75号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第75号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第75号 美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

初めに、105ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございますが、償還元金の確定に伴い資本費平準化債の限度額を10万円増額するものでございます。

次に、109ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款1項1目19節は、縣市町村互助会から職員が脱退したことに伴い7月以降の負担金を減額するものでございます。

2款1項2目23節は、借換債償還額の確定による償還金利子の減額でございます。

次に、108ページをお願いいたします。歳出の財源となる歳入をご説明いたします。

3款1項1目1節の一般会計繰入金は、前年度繰越金及び資本費平準化債の増額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目1節繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

6款1項1目2節は、償還元金の確定に伴い資本費平準化債を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第75号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第76号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第76号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第76号 美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

118ページをお願いいたします。初めに、歳出からご説明いたします。

1款1項1目19節は、縣市町村互助会から職員が脱会したことに伴い7月以降の負担金を減額するものでございます。

2款1項2目23節は、借換債償還額の確定に伴う償還金利子を減額するものでございます。

次に、117ページをお願いいたします。歳出の財源となります歳入をご説明いたします。

4款1項1目1節の一般会計繰入金は、前年度繰越金及び償還金利子の確定に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第76号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第77号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第77号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたします。125ページをお開き願います。歳入であります。

4款1項1目1節は、平成22年度決算により生じた繰越金を26万8,000円計上しております。

続きまして、126ページ、歳出であります。

3款1項1目23節は、過年度の保険料還付未済の還付金といたしまして4万9,000円を計上しております。

4款1項1目30節は、残額を予備費として計上するものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明は以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第77号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。



(午前11時32分)

